「びわこモーターボート競走場電気調達業務」に関する質問への回答書

NO.	質問内容	回答
1	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者の入札時に公表している最新の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
2	【燃料費(等)調整単価の請求書表示について】 弊社が落札となった場合、みなし小売が公表している燃料費調整単価とその他調整額(市場価格調整単価等)を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
3	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
4	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書として必要な事項が記載されていれば了承いたします。詳細は仕様書2(10)アに記載のとおりです。
5	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	仕様書記載のとおりです。
6	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	仕様書別紙1をご参照ください。
7	【計量日について】 現在の計量日は契約書(案)別記に記載のとおりでしょうか。異なる場合はご教示ください。	契約書(案)別記に記載のとおりです。
8	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
9	【供給開始日について】 計量日が1日以外の場合、小売電気事業者は一般送配電事業者が定める計量日に合わせて切り替えを行うことが要請されていることから、供給場所毎に予定されている計量日での切り替えとなり、仕様書記載の供給期間と計量日が異なる場合、供給期間通りに供給開始をすることが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
10	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。

11	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。
12	【託送料金変更時の取扱いについて】 本件の入札価格は、入札日時点で適用される一般送配電事業者の託送供給等約款に定める料金および適用条件を前提に算定するものと認識しております。この算定前提を踏まえ、契約期間中に同約款または託送料金単価が変更された場合は、その変更に伴う託送料金相当額の増減を、適用日以降の契約単価に反映するものと理解してよろしいでしょうか。	託送料金の変更があった場合は、変更後の料金単価にて変更契約を締結いたします。 また、託送料金の変更に伴う料金単価の適用日については別途協議の上、決定いたします。